

1 開催日時等

- (1) 日時：令和 7 年10月 9 日（木）午後 3 時30分～午後 5 時
- (2) 場所：郡山市役所 5－1 会議室

2 出席者

(1) 委員

佐野 孝治 （福島大学副学長）【委員長】
伊藤 江梨 （伊藤江梨税理士事務所 税理士）
吉津 健三 （きつ法律事務所 弁護士）
仙頭 紀明 （日本大学工学部 教授）
袖林 淳 （国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所副所長）

(2) 事務局及び発注所属

- ・市事務局
財務部次長、契約検査課長、同課長補佐、同課工事契約係長、同課同係主査、
同課契約管理係長、同課同係主査
- ・市上下水道局事務局
上下水道局長、上下水道局次長兼総務課長、総務課長補佐兼契約係長、同課同係
主査
- ・市発注所属
環境部資源循環課長、同課サーキュラー推進係長
建設構想部建築課長補佐、同課主任技査兼営繕係長、同課設備係長
都市構想部公園緑地課長補佐兼事業係長、同課維持管理係長、同課同係技査
農商工部農林基盤整備課長、同課ため池係長
- ・市上下水道局発注所属
水道施設課長、同課維持係技査、下水道保全課管路維持係長、同課主任技査兼施
設改良係長、同課同係技査

3 議事

(1) 本市及び上下水道局発注の建設工事等に係る入札等について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ案件に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料 1－1～1－4 及び 3－1～3－3 に（P. 1～10、p.68～70）に沿って説明
- ・市上下水道局：上下水道局総務課長補佐兼契約係長から上下水道局資料 1－1～1－4（P.47～51）に沿って説明
- ・佐野座長が、抽出委員である仙頭委員へ建設工事等に関する審議案件の抽出理由について報告を求めた。

- ・仙頭委員から、市資料 2－1 (P.11) 及び上下水道局資料 2－1 (P.52) 並びに市資料 4－1 (p.71) に沿って以下のとおり案件抽出について報告

○郡山市発注工事

制限付一般競争入札

- 市－15：契約金額が最も大きかったため。
- 市－41：総合評価方式を採用していたため。

指名競争入札

- 市－117：有効率が低く、落札率が高かったため。
- 市－200：有効率が低く、落札率が高かったため。

随意契約

- 市－204：契約金額が最も高かったため。

○上下水道局発注工事

制限付一般競争入札

- 水－46：有効率が高く、落札率も高いため。

指名競争入札

- 水－68：契約金額が最も大きかったため。

随意契約

- 水－69：対象案件が 1 件のみであったため。

○郡山市除染業務委託

- 市－2：契約金額が最も大きかったため。

- ・各案件に関し、委員から質問があり、事務局及び発注所属において回答

＜各案件に係る質疑応答＞

・制限付一般競争入札

- 市－15 郡山市河内埋立処分場第二污水处理施設長寿命化工事
(市資料 2－2、P12)

【袖林委員】

入札参加業者が 1 者なのはなぜか。また、予定価格（設計書）はどのように作成しているのか。

【契約検査課長】

入札参加業者数が 1 者ということについてだが、本件は制限付一般競争入札のため、入札に参加するための条件を設定している。本件では、建設業許可業種において清掃施設工事に登録があるもの、総合評定値、過去の同種類似工事施工実績等を入札参加資格として設定している。入札参加条件を満たす業者は 5 者を見込んでいたが、結果として入札者が 1 者となった。

【資源循環課長】

設計書の作成についてだが、本案件は令和 6 年度に実施設計を行っており、その際にプラントメーカー 5 者へ参考見積を依頼し、回答があった 2 者の見積書を参考にして作成した。

【袖林委員】

参考見積の回答業者と落札者は関係ない業者なのか。

【資源循環課長】

落札業者は参考見積徴取業者に含まれている。

【袖林委員】

参考見積価格が低かった業者が落札したということか。

【資源循環課長】

そのとおり。

【伊藤委員】

この工事は箇所ごとに分割して発注したりすることは出来ないのか。

【資源循環課長】

本件についてはプラント内部にも関わるものであるため、一括で発注しないと行えない工事になる。

【仙頭委員】

事前に参考見積を取っているということだが、見積を提出した業者が入札に参加するのは一般的なもののなのか。

【契約検査課長】

参考見積を提出した業者が入札に参加するのは一般的なものである。

【伊藤委員】

5者のうち回答があったのが2者のみということだが、ほかの3者の回答がなかったのはなぜか。

【資源循環課長】

技術者不足等を理由に回答を得ることが出来なかった。

・制限付一般競争入札

市－41 郡山市安積行政センター太陽光発電設備設置工事
(市資料2－3、P.24)

【袖林委員】

落札者を含む2者が調査基準価格を下回っているが、調査の結果問題がなかったため落札者となったということか。

【契約検査課長】

そのとおり。

【仙頭委員】

なぜこの工事に総合評価方式を採用したのか。また、いまは試行ということだが今後の見通しはどのようなになっているのか。

【建築課長補佐】

総合評価方式を採用した理由としては、太陽光発電設備を設置するにあたって施設の利用を継続しながらの工事となることから、施工能力に差がつくと考えたためである。

【契約検査課長】

総合評価方式の今後の見通しについてだが、国の方では工事に関しては総合評価方式で行うように推進している。しかし、市町村においては技術力に差が出る大規模工事が少なく、道路や側溝等に関する工事が多いことから、その全てを総合評価方式で行うことは難しい。

また、総合評価方式を実施する際には事前に学識経験者への意見聴取期間、技術審査期間、低入札の場合は調査期間も加わるため、発注から決定までに2か月程度を要する。そのため総合評価方式の発注数は多くはない。今後については他自治体の事例等を研究しながら検討していく。

【伊藤委員】

入札結果表に入札参加者心得第9条により無効とあるがどういうものか。

【契約検査課長】

入札時に提出する内訳書の記載に誤りがあったため無効となった。

【伊藤委員】

内訳書とはどういうものなのか。

【契約検査課長】

直接工事費等の積み上げが入札金額となり、その積み上げが記載されたのが内訳書である。今回は内訳書の記載に誤りがあったため、無効となっている。

【吉津委員】

内訳書の記載誤りで無効ということだが、入札は金額のみで行うものではないのか。

【工事契約係長】

工事の入札においては、ダンピング防止の観点もあり、入札時に内訳書の提出を求めており、開札時に入札金額と内訳書の合計金額が合っているかを確認している。

【佐野座長】

ダンピング防止の観点もあるというだが、内訳書に記載された金額が低いとはじかれるのか、それとも形式的に金額だけ見ているのか。

【工事契約係長】

形式的に確認している。

【吉津委員】

形式的に見ているだけであれば、内訳書を提出させる意味はあるのか。

【工事契約係長】

内訳書を提出させることで、当該工事の入札金額をきちんと積算して算出しているのかを確認することができる。

【伊藤委員】

入札結果を見ると、評価点というよりは入札金額の低さが効果として出ているような気がする。調査基準価格以下であっても、低入札調査の結果、問題ないということで落札出来た部分は総合評価方式の利点がうまく出ているかと思うが、評価点の差が出るような形になるのかなと思う。

【契約検査課長】

現状、調査基準価格を上回った入札を行った者と下回った入札を行った者に差を持たせていないため、そこには改善の余地があると考えており、他自治体の事例を参考に研究しているところである。

【吉津委員】

総合評価方式の発注率はどのくらいか。

【工事契約係長】

今年度の発注件数は4件となっている。総合評価方式については試行段階であり、対象案件を毎年抽出して総合評価方式で行えるかを検討して決定している。

【吉津委員】

今後、総合評価方式が増えていくとすると事務負担も増えていくのでは。

【契約検査課長】

発注者、受注者双方の負担軽減となるような方法を検討していく。

【伊藤委員】

金額が大きいものが対象となっているような気がするが選定基準はどのようなものか。

【契約検査課長】

対象金額については、1,000万円以上1億5,000万円未満と幅広くとっているが、契約締結までの期間が長くなることから、事業担当課へ照会のうえ施工に問題がない案件を抽出している。

【建築課長補佐】

施工時期が限定されているものは総合評価方式を採用しにくい。また、ある程度規模がないと業者間の施工能力等に差がつきにくい。

【伊藤委員】

対象案件の基準額に上限があるのはなぜか。

【契約検査課長】

基準額以上の工事については、議決を要するため、さらに契約締結までの期間が必要となる。

・指名競争入札

市－117 麓山公園水景施設更新工事
(市資料2－4、P.41)

【袖林委員】

入札参加業者のうち、1者のみ予定価格以下となったがその理由は。

【公園緑地課長補佐】

本工事は3者から参考見積を徴取し、その価格参考に設計を行ったが、結果として予定価格の範囲内での入札が1者となった。

【佐野座長】

参考見積を取った業者の中に落札者がいたということか。

【公園緑地課長補佐】

そのとおり。

【吉津委員】

参考見積を取るのはどのような場合なのか。

【公園緑地課長補佐】

本工事は公園内の池の滝におけるポンプ設備の更新であるが、既設ポンプに関わるものであることから、それに合わせた施工を行う必要があり、標準的なものではない。そのため、管工事を施工可能な業者から参考見積を徴取して設計をしている。

【伊藤委員】

予定価格を超過している業者が多いが、これは見積が難しいのか、この工事自体お金がかかるようなものなのか。

【公園緑地課長補佐】

この公園における施設専用のポンプ（受注生産）を用いる工事のため、積算等の手間が掛かる工事とはなっている。

【伊藤委員】

総合評価方式では調査基準価格を下回っていても落札できるが、最低価格を下回ると落札出来ないということはもったいないかなと思う。

【仙頭委員】

最低価格未満が多いということは、業者の見積の精度がかなり高い中で落札出来なかったということになる。こういったことがあった場合に業者から問合せがあったりするのか。

【公園緑地課長補佐】

問い合わせを受けたりしたことはない。

・指名競争入札

市－200 行徳小学校外2校放課後児童クラブ床改修工事
(市資料2－5、P.43)

【吉津委員】

この案件も最低制限価格未満が多い入札結果となっているが、総合評価方式のように調査

基準価格を下回っても調査して、入札した金額で出来ることが確認できたら落札できるような仕組みがあればいいと思う。

・ 随意契約

市－204 安積市営住宅2号棟外1棟エレベータ改修工事
(市資料2－6、P.45)

【伊藤委員】

これはエレベータの入れ替えをしたのではないのか。

【建築課長補佐】

入れ替えではなく改修になる。

【伊藤委員】

随意契約にしては、金額が大きい気がするが。

【建築課長補佐】

エレベータがメーカーごとに特有の仕組みであり、他社が参入する余地がない。昨年度は制限付で入札を実施したが入札参加者1者、指名競争入札であっても落札者以外が全者辞退する状況だった。昨年度の入札監視委員会において、エレベータ特有の背景を踏まえると随意契約としてもいいのではないかという意見もあったことから、入札方式選定の際に参考にした。

【袖林委員】

保守点検については競争させているのか。

【建築課長補佐】

エレベータについては、製造メーカーが保守点検も含めて行っている。

【佐野座長】

エレベータ設置の際は安く入札して、保守点検等で段々と金額を高くしていくという事案もあったが、今回は適切な金額だったという認識か。また、過去の入札結果等も踏まえて随意契約で行った方が適切だという判断になったということか。

【建築課長補佐】

そのとおり。

・ 制限付一般競争入札

水－46 公共下水道マンホールポンプ場等非常通報設備改修工事
(上下水資料2－2、P.53)

【伊藤委員】

1者しか応札がなかったのはなぜか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

正直、なぜ1者だったのかはわからない。

【総務課長補佐兼契約係長】

入札要件に所在地要件や実績要件を設けず、幅広く参加できるような状況にはしており、対象となる事業者数については113者あったが、結果としては1者になった。

【仙頭委員】

例えば、工事の難易度が高いなど、何か特別な要因があるのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

基本的には難しい工事については、実績要件等設けるのが通例であるが、今回の案件については実績要件等も設けておらず、こちらで示した設計図書のとおり施工出来る業者であれば参加可能という条件にしていたので、難易度が高いという捉え方はしていなかった。

【吉津委員】

担当者レベルで今回入札しなかった理由を出入りの業者等に訊いてみたりはしないのか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

下水道のマンホールポンプ工事の実績がある業者は複数おり、設計に当たってはそういった業者から見積を徴取し、金額を確認した上で発注はしている。

今までの傾向をみると、下水道関係の設備工事は道路上にあるマンホールと、その付近にある電柱に設置している制御盤の関係があり、今回は箇所数も全部で98か所になることから、手間がかかるといふ部分で積極的な対応がなされなかったのではないかと感じている。

【伊藤委員】

落札者は設置した業者と同じか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

98か所のマンホールポンプ場それぞれの施工時の業者は複数者入っており、今回受注した業者が当初の設置をしたということではない。

【伊藤委員】

やりやすいように3つに分ける案はどうか。

【下水道保全課主任技査兼施設改良係長】

現在、業者が積極的に参加している状況ではないため、分割発注を行うと、1つの案件を受注した業者がその後の案件に対して負担を感じ、2回目や3回目の受注に消極になる可能性がある。そのため、基本的には同じ作業内容で98か所をまとめて発注することにより、スケールメリットを活かし、履行期間の中で安定的に作業を進めることができるようにしている。

・指名競争入札

水-68 下水道管更生工事（その1）

（上下水資料2-3、P.64）

【吉津委員】

辞退は何か理由をもらうのか。特に理由もなく辞退は辞退で終わるか。

【総務課長補佐兼契約係長】

辞退理由を入れてくる業者もいるが、単純に札入れをしなかっただけでも辞退の扱いになるので、全ての案件について辞退の理由が明らかになるわけではない。

【吉津委員】

今回の理由は何だったのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

今回は、一応施工可能な業者を指名しているかたちだが、この案件については辞退というような結論であった。

【伊藤委員】

最低制限価格ぎりぎりでの落札が続いたり、逆に予定価格ぎりぎりでの落札が続いたりする様なことについてのチェックは何かしているのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

内容によるが、現状では最低制限価格との差が1千円であることのみを理由に、個別に確認を行っているわけではない。例えば、同一業者が最低制限価格と同額で複数回連続して落札する場合には疑問が生じるが、それ以外の場合については単純に入札結果として受け止め、調査等は行っていない。

【袖林委員】

今回の工事の中身的には管路の敷設のようだが、材料の単価があって、設置歩掛りがあって、延長×単価で予定価格とか最低制限価格は精度が高い金額を各業者が出せるという中身の工事という事でよいのか。

【総務課長補佐兼契約係長】

お見込みのとおり。設計金額がほぼ正確に積算出来ており、あとは最低制限価格により近いところを読みにいっているというような状況だと思う。

・ 随意契約

水-69 増圧ポンプ場等遠方監視装置親局更新工事
(上下水資料2-4、P.66)

【仙頭委員】

監視局の更新というのは大体どのくらいの頻度で実施しているのか。

【水道施設課技査】

今回の対象がサーバということではなく、大元の施設になっており、目安ではあるが耐用年数は9年を想定している。

施設ごとに対になる子局と呼ばれる現場の機器があり、そちらも同様の9年を想定している。

【仙頭委員】

開発業者が決まっているので、9年ごとにこの業者と契約しているのか。

【水道施設課維持係技査】

大規模改修で一斉に全部更新する場合であれば、メーカー問わずになるが、今回はシステムの部分的な改修ということだったので、既設のNECプラットフォームズと随意契約で発注をした。

【佐野座長】

金額の妥当性について、例えば他の案件と比べて適正な価格なのか、あるいは今回はちょっと高いかというのは現場の方で把握しているのか。

それとも交渉の中でもう少し何とかありませんかと言える状況なのか、あるいは見積であるから言い値なのか。

【水道施設課維持係技査】

今回、随意契約ということでNECプラットフォームズの見積を採用したので、同様の工事を想定して他メーカーに問い合わせは行っていないが、機器費の単品については見積の内訳に記載があったのでそちらを見たところ特段高額という印象はなかったので、こちらとしては妥当だったという認識である。

【佐野座長】

要するに、随意契約の場合にこの件に限らず、妥当性はどういうところでチェックしているのかという質問で、随意契約の場合も相場観のなかで高いのではないかということと言える雰囲気なのか、それとも1者だけなのでお任せ状態で見積どおりに支払いするのか、その辺は一定のチェックが働いていると理解して良いのか。

【水道施設課長】

同様の工事と比較したり、機器の性能などを考慮することで、一定の相場観は把握している。そのため、他社でできないから高い金額を提示しているのだろうと感じる場合には、違和感を覚えることはある。

【伊藤委員】

予定価格はどのように設定したのか。業者と相談するしかないのか。

【水道施設課長】

業者の見積を基に積算をするが、機器以外の人件費等はきちんと算定している。

【伊藤委員】

機器はそのまま入れているのか。

【水道施設課長】

機器とか手間代とかの人工的なもの。

【伊藤委員】

人工的なものはそのまま、やっていると。

- ・制限付一般競争入札
市－２　ため池放射性物質対策（大田２支線17－３－９号外）業務委託
（資料４－２、P.72）

【袖林委員】

入札参加が２者いて、１回目は２者とも最低制限価格未満だったが、２回目で６００万くらい高い応札額で落札となっている。２回目の入札金額が予定価格の範囲内であった業者と契約しているが、これは制度上問題ないのか。

【契約検査課長】

１回目はいずれの業者も最低制限価格未満のため、落札者としては決定することができない。２回目は１者が引き続き最低制限価格未満であり、もう１者は予定価格の範囲内であったため落札者となったものであり、制度上は問題ない。

【吉津委員】

制度上問題ないかと思うが、結果を見る限りは不思議なものだと感じる。

【伊藤委員】

入札の際に内訳書の提出があるかと思うが、市の設計と比較し時にどの部分で乖離があったのか。

【農林基盤整備ため池係長】

本業務はため池の中の土壌を固めて搬出する作業であり、業務内容としては比較的簡単な部類になる。そのため、業者の機動力や施工能力等で差が出てくる。

【伊藤委員】

業者が施工能力等に自信があって、このぐらいで出来るという金額が範囲内であれば落札していた可能性があるということか。

【農林基盤整備ため池係長】

そのとおり。

(2) 指名停止措置状況について

＜審議概要＞

- ・佐野座長が、事務局へ指名停止措置状況に関する説明を求めた。
- ・市事務局：契約検査課長から市資料5に（P.81～82）に沿って説明
- ・案件に関し、委員からの質問はなかった。

(3) その他

- ・特になし

4 その他

- ・市事務局：契約検査課契約管理係長から、委員の改選について説明があった。

5 閉会